

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計 8 件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 24 年 3 月 19 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	大竹 伸一
2	平成 24 年 3 月 19 日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
3	平成 24 年 3 月 19 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	江部 努
4	平成 24 年 3 月 22 日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
5	平成 24 年 3 月 22 日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	山田 隆持
6	平成 24 年 3 月 22 日	日本電信電話株式会社	代表取締役社長	三浦 惺
7	平成 24 年 3 月 22 日	KDDI 株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
8	平成 24 年 3 月 22 日	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼 CEO	孫 正義

意見書

西 企 営 第 1 9 1 号
平成 2 4 年 3 月 1 9 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 5 4 0 - 8 5 1 1
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちょう ばん ごと
大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 1 5 号
名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ 大竹 しんいち 伸一
連絡先

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 2 4 年 2 月 2 1 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 一種指定設備規制の対象とされているNTT東西のひかり電話サービスの契約者数が約1,400万であるのに対し、携帯電話市場の中で見れば端末シェア25%に満たないとして二種指定設備規制の対象外とされてきたソフトバンクモバイルの契約者数は既に2,800万を超えている等、その影響力が非常に大きくなっていることから、二種指定設備規制の対象となる端末シェアの基準を25%から10%に下げ、同社を新たに二種指定設備規制の対象とする本改正は当然の措置であると考えます。
- しかしながら、既に同社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、二種ガイドライン)に従い、接続料の算定等の対応を実施していると表明しながら、接続料が高止まりし他社との接続料格差が依然としてあること、また、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めるものの、全く応じていただけない状況が続いてきたことを踏まえれば、接続料算定の適正性・透明性の向上に向け、他の携帯電話事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている場合等には、接続事業者から要望があれば二種ガイドラインに定める接続料の算定根拠を開示することを義務化する等の改正もあわせて行うことが必要と考えます。

意見書

平成 24 年 3 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいはりょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 2 月 21 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、電気通信事業法施行規則の一部改正に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

当社意見

二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、指定基準値を 10% とすることは適切であると考えます。市場環境に応じて、二種指定制度の定義や規制レベルの見直しを行うことは、公正競争を促進する上で不可欠です。

●競争環境の整備

現在のソフトバンクモバイル殿の端末シェアは制度創設当時から比べて大きく上昇し、上位 2 社と同等の市場支配力と交渉力を持つことは明らかです。上位 3 社が規制の対象になることで、接続料算定の適正性、透明性、接続の迅速化が担保されれば、新規事業者 (MNO、MVNO) の事業環境の一層の整備につながります。また 既存事業者間においても公正な競争が確保され、料金の低廉化が促進されるなど利用者利便を向上させることとなります。

●交渉の優位性

新規参入を果たしたイー・アクセスは、上位 3 社とのシェアに依然として大きな差があり、他事業者に対しても MVNO に対しても、市場支配力を背景とした優位な交渉力を持つ状況にはありません。MVNO との接続インセンティブは高いものの、MVNO が複数の MNO を接続先として比較検討した場合、エリアやネットワークが充実している先行 MNO が選択される可能性が高いのが現状です。こうした環境格差の中で、周波数を保有していることを理由に全ての MNO を同様の扱いとし、イー・アクセスも規制の対象とすることは新興事業者育成の観点からも問題であると考えます。

●二種指定ガイドラインについて

イー・アクセスが規制の対象とならないことで懸念される接続料の適正性については、現在も二種指定ガイドラインに準じた接続料算定を実施すると共に料金水準の低廉化に努め、接続する事業者の求めにより協議にも応じています。また、一般的に新興事業者は端末シェアが少ないため、相互接続においては発信が着信を上回る傾向にあり（並びに自網内通信も限られている）、高い他社接続料の影響を大きく受けることとなります。競争環境整備のためにも大手事業者は同水準かつ低廉な接続料を設定し、業界全体で予見性を確保すべく確定値にて接続料を提示する方向へ舵をきるべきと考えます。

●指定基準値

最後に、指定基準である 10% の根拠は、制度創設時の PHS のシェア、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針に求めており適切であると考えます。

意見書

東経企営第 11-0202 号
平成 24 年 3 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
えべ つとむ
代表取締役社長 江部 努

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年2月21日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する当社意見

- ・ 一種指定設備規制の対象とされているNTT東西のひかり電話サービスの契約者数が約1,400万であるのに対し、携帯電話市場の中で見れば端末シェア25%に満たないとして二種指定設備規制の対象外とされてきたソフトバンクモバイルの契約者数は既に2,800万を超えている等、その影響力が非常に大きくなっていることから、二種指定設備規制の対象となる端末シェアの基準を25%から10%に下げ、同社を新たに二種指定設備規制の対象とする本改正は当然の措置であると考えます。
- ・ しかしながら、既に同社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下、二種ガイドライン）に従い、接続料の算定等の対応を実施していると表明しながら、接続料が高止まりし他の携帯電話事業者との接続料格差が依然としてあること、また、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めるものの、全く応じていただけない状況が続いてきたことを踏まえれば、接続料算定の適正性・透明性の向上に向け、他の携帯電話事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている場合等には、接続事業者から要望があれば二種ガイドラインに定める接続料の算定根拠の開示することを義務化する等の改正もあわせて行うことが必要と考えます。

意見書

平成24年3月22日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年2月21日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

第二種指定電気通信設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、上位3社のモバイル事業者を第二種指定電気通信設備制度の適用対象とすることについて賛同いたします。

そもそも有限希少な電波の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制が必要と考えられるなか、上位3社のモバイル事業者の顧客規模が、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、突出した存在となっていることから、MVNOによる競争促進、ひいてはモバイル市場を活性化するうえで、上位3社のモバイル事業者を第二種指定電気通信設備制度の適用対象とすることは必須の措置と考えます。

なお、モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、当該モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。

そのため、モバイル市場においても設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、第二種指定電気通信設備制度自体の考え方を早期に見直すことが必要と考えます。

更には、総合的な市場支配力に着目した規制等、より包括的な規制制度の導入についても早期に検討すべきと考えます。

以上

意見書

平成24年3月22日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-6150
住所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう やまだ りゅうじ
代表取締役社長 山田 隆持

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年2月21日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見

- ・非指定事業者であるソフトバンクモバイル殿の不透明な相互接続料算定については、当社が行った2010年度相互接続料の算定根拠開示を求めるあっせん申請が打切りとなったことに加え、2月23日にソフトバンクモバイル殿が公表した2011年度相互接続料に関しても、当社の相互接続料と比べ格差の拡大こそなかったものの、依然として、その算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあると言わざるを得ません。
- ・第二種指定電気通信設備制度は、円滑かつ公正な接続を推進するとの主旨から創設された制度であると認識しておりますが、情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」において、MNO上位3事業者の交渉上の地位の優劣の差は縮小してきているとされ、また、MNOとMVNO間の関係においても、原則として全てのMNOがMVNOとの関係において交渉上の優位性を持ちうるものの、端末シェアが相当程度低いMNOにまで優位な交渉力があると認めることは難しく、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないとされていることを踏まえると、少なくとも、交渉上の優位性が推定し得る程度の端末シェアを有する事業者を第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)に指定することは、制度創設の主旨に適うものと考えます。
- ・この点、MNOとMVNO間の関係に着目して、直ちに規制の適用対象とする必要性が認められない「相当程度低いシェア」を検討するにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」において、企業結合後の企業のシェアが10%以下であれば、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」との規定を援用し、端末シェアが10%以下のMNOは、MVNOとの関係において、競争を実質的に制限することとはならないものとして、引き続き、第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることは、一定の合理性があるものと考えます。
- ・その上で、前述のような実態を踏まえると、本省令案の改正が無用に延伸されることとなれば、相互接続料の透明性確保や適正化が図られず、公平かつ公正な相互接続の推進に著しく支障が生じると考えられることから、可及的速やかなる本省令の改正をお願いしたい。
- ・なお、新たに二種指定事業者に指定された事業者は、指定を受けた年度より「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に則り、相互接続料の算定を行うこととなる一方、接続会計の整理・公表については、第二種指定電気通信設備接続会計規則(以下「二種指定接続会計規則」という。)の規定により、指定の日以後に開始する年度から実施されることになることから、接続会計として公表される数値を根拠とした相互接続料算定は、平成26年度適用の相互接続料からとなります。
- ・相互接続料算定上の配賦の出発台となる接続会計制度が早期に適用されない場合、適切な会計処理を経て算定された相互接続料であるか否かが依然として不透明な状況となりかねないことから、二種指定接続会計規則についても改正を行い、早期に適用させることが必須であると考えます。
- ・仮に、二種指定接続会計規則の早期改正はなし得ないとする場合であっても、総務省において、二種指定接続会計規則適用前の相互接続料について、二種指定接続会計規則に準じた算定が実施されているかを検証するなど、適切な対応をお願いしたい。

以上

意見書

平成 24 年 3 月 22 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-8116

とうきょうと ちよだく おおてまち にちようめ

住所 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号

名称及び代表者の氏名

につぼん でんしんでんわ かぶしがいしゃ

日本電信電話株式会社

みうら さとし

代表取締役社長 三浦 惺

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 2 月 21 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 (第二種指定電気通信設備指定基準の見直し)についてのNTTの考え方

携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、基本的に電波の有限希少性に拠るものであり、電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者(MNO)に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。

また、禁止行為規制についても、携帯電話事業者の中でNTTドコモのみを引き続き適用対象として規制格差を設けなければならない特段の合理的理由はないため、すべての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。

なお、昨年12月20日の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、携帯電話事業者間における「交渉上の優劣の差は縮小してきている」とされています。また、禁止行為規制が適用されていないKDDI殿が特定の固定通信事業者のサービスと自社の携帯電話サービスを組み合わせたセット割引を提供開始したものの、禁止行為規制が適用されているNTTドコモは、ある特定の電気通信事業者と提携して柔軟にサービスを展開することができず、利用者利便が損なわれている恐れがあります。これらのことから、携帯電話事業者間で規制格差を設けなければならぬ程の市場支配力の差が存在しないことは明らかであり、第二種指定電気通信設備制度や禁止行為規制による非対称規制は撤廃すべきと考えます。

以上

意見書

平成24年3月22日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちょうめ ぼん ごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年2月21日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

【 別紙 】

日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、十分に競争が機能している場合には競争は市場に委ねることが原則であり、競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべきと考えます。

今回の基準値の見直しは、現在の市場シェアの推移や競争環境の変化を踏まえ、現行制度において規制対象となっているMNOと、指定対象外であるMNOとで規制水準が不相応となっている状況を改善し、公正競争環境を確保するものと理解しています。

以 上

意見書

平成 24 年 3 月 22 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 24 年 2 月 21 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 基本的考え方について

第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」という。)の見直しにあたっては、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。携帯電話市場においては、長期間に渡って 50% 近くの市場シェアを有するドミナント事業者が存在し、当該事業者と 2 位の事業者との端末シェア格差も 20% 程度存在する等、支配的事業者が依然として競争上高い優位性を保持しています。そうした中、競争事業者は、各種ハンディキャップを負いながらも、各社の創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、当該市場における競争が一定程度進展している状況にあると認識しています。

2012 年 2 月 21 日付「電気通信事業法施行規則の一部改正」についての意見募集においては、当該制度における指定の基準値の変更案とその考え方が示されているところですが、上記の基本認識を踏まえ、公正・妥当な制度の在り方について十分議論が尽くされるべきと考えます。

以下に、本省令案に係る考え方(以下、「本省令案等」という。)について、弊社共意見を詳述します。

2. 「2-2-1. MNO 間の関係」について

<見直しの方向性>

本省令案等では、MNO 間の関係に着目し、MNO 間の交渉上の地位が変化しているとされています。二種指定制度創設時と現在の状況とを比較すれば端末シェアに変化が生じていることは認められるものの、この度の電気通信事業法施行規則改正の契機となった『『ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方』(2011 年 12 月 20 日)(以下、「ブロードバンド答申」という。)]にあるような「(端末シェアにおいて)いまだ若干の開きはあるものの近接してきて」といふとみなし、あたかも 1 位のドミナント事業者から 3 位の競争事業者までが同等の交渉力を有すると結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるものと考えます。

そもそも、本省令案等に示唆されているような、3 位の弊社と 4 位の事業者間において接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は弊社として認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要であると考えます。

また、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下、「二種指定事業者」という。)と非指定事業者間の交渉上の地位の優劣についても触れられていますが、本論点が特定

の二種指定事業者と弊社間における弊社接続料に係る紛争事案を念頭に置いているとすれば、その点についても改めて実態を捉え直す必要があると考えます。そもそも、当該紛争事案の問題の所在は、非二種指定事業者の接続料の正当性を測る検証システムが存在しないことに起因しているものと認識しており、特定事業者の意図により紛争が提起されたことをもって、あたかも現行の二種指定制度そのものに瑕疵があるかのように捉えることは適切ではないと考えます。なお、非二種指定事業者の接続料算定の適正性を検証するためには、弊社が従前から述べているとおり、公平・中立な第三者機関(電気通信紛争処理委員会殿等)に接続料の妥当性検証のための役割を明確に定義することにより、非指定事業者における接続料に係る「第三者検証スキーム」を確立する等の措置をとることが最適であると考えます。

加えて、同時期には、弊社が提起した二種指定事業者の接続料を巡る紛争事案も存在しており、このことから、二種指定事業者の交渉力の低下や非二種指定事業者の交渉力の相対的優位性が客観的事実であるとは言えないものと考えます。同時期にこれら 2 つの紛争事案が存在しているにもかかわらず、前述したとおり仮に今回の諮問において一方の事案のみを参照し、他方を看過したとすれば公平な判断とは言えないものと考えます。

<基準値の在り方>

本省令案等においては、新規 MNO が参入する際に、既存 MNO に対して劣位な立場での交渉を強いられる状況が発生する懸念について、「相当程度低い端末シェア」を有する MNO との交渉であれば交渉上の地位の優劣は発生しないとの考えが示されています。しかしながら、事前規制として強い効力を発揮する二種指定制度に関しては、その性質に鑑み、端末シェア等に表れるような地位の差異により、優位な交渉力の行使が確実に発揮される程度の携帯電話事業者に対してのみ規制するよう基準値の検討を行うべきであるところ、このたびの検討において『「相当程度低い端末シェア」を有する MNO』等の記述に見られるとおり、確実に規制をかける必要のない対象を定めるための基準値検討を実施しており、本来行うべき検討の在り方と齟齬が生じていると考えます。

また、上記の基準値設定の根拠の一つとして、二種指定制度の創設時において基準値算定のベースから PHS を除外した経緯が参照されていますが、当該数値である「10%以下(当時の携帯電話の加入者シェアに占める PHS の加入者シェアの割合)」は、あくまでも二種指定制度の対象範囲の検討に際して、特定のサービス(PHS サービス)が市場へ与える影響の有無を判断する指標の一つとして示されたものです。従って、本省令案等で検討されている事業者間の交渉力の有無を判断する基準とは性質が異なると考えられることから、両者の整合を取る合理性は低いものと考えます。

3.「2-2-2. MNO-MVNO 間の関係」について

<見直しの方向性>

自由な市場競争環境の整備のために、MVNO の一層の市場参入や進展を促すことについては賛同しますが、ブロードバンド答申にも記載が見られるとおり、現在の携帯電話市場には「多種多様な MVNO の参入が進展し、多様なサービスの提供が行われており、2010 年度では

MVNO の契約数が年率 34%の増加を見せている」等、その参入促進効果が認められるところ
です。また、弊社においては、これまで MVNO との間で協議が難航し、結果紛争等に至った経緯
はないことから、MVNO の参入促進を企図するために、二種指定制度に係る適用範囲の拡大を
行うことは、目的に適った見直しの方向性とは言い難いと考えます。

むしろ昨今散見される、二種指定事業者と MVNO との紛争や、二種指定事業者による提起を
発端とした接続拒否事由の明確化の要望等を踏まえれば、現二種指定事業者を中心とした
MNO と MVNO との関係性において、再整理を図ることが適当であり、具体的には「MVNO に係る
電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」における関連規定の変更等で対
処すべきと考えます。

<基準値の在り方>

二種指定制度に係る基準値の見直しを行うにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の
運用指針」で示されている垂直型企業結合による競争の実質的制限の有無を判断するための
基準値である「10%」を根拠の一つとすることは、以下の理由により適当でないと考えます。

- 1) 当該数値は“セーフハーバー”¹であること
- 2) 同一市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するための基準
であること

上記指針の中で、「垂直型企業結合」及び「10%」は具体的に次のように位置づけられています。
すなわち、①垂直型企業結合は、競争単位を直接に減少させる水平型企業結合に比し、競争に
与える影響は小さく、通常は競争を実質的に制限することとなるとは考えられない、とされな
がらも、②垂直型企業結合により「市場の閉鎖性・排他性」又は「協調的行動」等を生じさせる
ことで競争を実質的に制限することとなる場合はあり、③その有無を判断するにあたっては、個別
具体的な検討に先立ち、「当事会社に関係する全ての一定の取引分野において、企業結合後の
当事会社グループの市場シェアが 10%以下である」か否かがまず検討され、「10%以下である場
合」には「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」と整理されています。

つまり、この「10%」は「競争の実質的制限」、すなわち、同一市場において水平関係にある事業
者間の競争に与える影響を判断するためのセーフハーバーとして設定されているものであって、
垂直関係にある異なる市場における事業者間の交渉の優位性等を測る指標とはされていま
せん。従って、同指針からは、市場シェアが 10%以下である場合に、垂直関係に立つ相手方に対し
て『優位な交渉力』を認めるまでには至らない」という結論は論理的に導かれず、またこれとは
逆に、市場シェアが 10%を超える場合に、垂直関係に立つ相手方に対して「優位な交渉力」が認
められるという結論も導かれません。

4.「2-2-3. その他(競争法上の基準を参考とした検討)」について

本項目では、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を参考に、「市場における有力

¹ セーフハーバー: あらかじめ決められた一定のルールや範囲のもとで行動する限り、違法・違反とならない範囲。
セーフハーバーの基準を超えた場合においても直ちに問題になるものではない。

な事業者」とみなされる基準値を引用していますが、当該指針は、市場支配力を持つ事業者が「取引先事業者に対し、自らの競争者と取引しないよう拘束する条件をつけて取引する行為」等を違法行為と位置づけるものです。二種指定制度が接続料や接続条件の公平性・透明性等の担保を目的としている点を踏まえ、本指針の考えを当てはめた場合、10%以上の電気通信事業者の接続拒否が不公正な取引に該当し違法とされる一方で、10%未満の電気通信事業者には接続義務が課されないとの解釈が可能になるものと考えます。しかしながら、あまねく電気通信事業者には既に電気通信事業法第 32 条による接続義務が課されており、結果、上記の考え方と不整合が生じることとなります。この点に関連して、第 33 回情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会において、電気通信事業法と一般的な流通取引慣行に係るガイドラインにおいて市場の取引における前提が異なるという趣旨の発言もあったところです。

以上の点を踏まえ、二種指定制度の基準値である端末シェアの検討において、本指針の基準値(端末シェア 10%以上)を参考にする合理性は低いものと考えます。

5.まとめ

以上の各論点における弊社共意見に示したとおり、本省令案等については、十分な合理性が認められないものと考えます。特に、端末シェア 10%未満の事業者を二種指定事業者と指定することが適当ではないことについては、他の事案等から一定の理由をもって論理付けることが仮にできた場合であっても、端末シェア 10%を超えると直ちに指定すべきとする点については根拠薄弱であると言わざるを得ません。従って、本意見書における弊社共見解も踏まえた上、改めて制度見直しに関する考え方等を精査し、見直しに係る合理的な結論を得て頂きますようお願いいたします。

以上